

「研究者招聘講演会」

- (1) これまで通りの訪日学者講演会（講演会 A）を踏襲する。つまり、別件で来日中の海外研究者を招聘する講演会に対して、2.5 万円を補助する。
- (2) 国内研究者の招聘にも拡張する。ただし、別件で中部地区に来ている国内研究者を、この講演会だけのために招聘することはない。
- (3) 「研究者招聘講演会」に計上された予算は、講演会 A 以外にも、執行可能とする。すなわち、支部主催の事業において、海外・国内研究者を招聘する際に予算オーバーする場合、「研究者招聘講演会」に計上された予算から補助できるものとする。追加の補助金額は、海外研究者の場合 2.5 万円、国内研究者の場合 1.5 万円とする。追加の補助金は、主催行事内の予算に組み込むことを許容するが、原則、招聘者の旅費、宿泊費、謝金の一部として利用する。
- (4) 主催事業において追加の補助金を申請する企画者は、追加が無い場合の予算内で招聘が不可能な理由を明記した企画案を第 1 回常任幹事会に提出する。その時点で提案がない場合は、第 1 回常任幹事会以降、随時応募を受け付ける。なお、追加の申請額は 1 企画当たり、原則 1 名分とする。
- (5) 複数の応募により「研究者招聘講演会」の予算額をオーバーする場合は、常任幹事会において審議の上、どの主催事業に補助するかを決定する。
- (6) 「研究者招聘講演会」の予算額は原則、年間 6.5 万円（海外研究者 2 名（2.5 万×2）＋国内研究者 1 名（1.5 万×1）を基準）とするが、各年度の財政状況により、増減できるものとする。
- (7) 第 1 回常任幹事会では、応募の中から海外研究者 2 件、国内研究者 1 件として審査する。ここで埋まらなかった海外研究者 2 件、国内研究者 1 件の枠は、会議後に随時受け付けて、応募の順に採択していく。第 1 回常任幹事会での審議では、海外研究者枠に空きがある場合には、国内研究者枠に変更できるものとする。

2015 年度第 3 回常任幹事会および役員総会（2016 年 1 月 22 日） 運用を承認

2018 年度第 3 回常任幹事会および役員総会（2019 年 1 月 25 日） 一部改正